

県庁舎に用務がある方の無料承認方法

① 入庫時に駐車券の受取



② 駐車券承認（2時間，6時間）※

【承認方法】

(1) 2時間以内で用務が終了する場合

1階衛視室 又は 1階総合案内に設置されている承認機に駐車券を通してください。

(2) 2時間以内で用務が終了する予定で駐車券を承認機に通したが、用務が2時間を超過した場合

- ① 用務課において、駐車券の裏面に、「受付印」及び「担当係長以上の印」を押印してもらってください。
- ② 1階承認コーナーへ駐車券をお持ちください。
- ③ 6時間無料承認を行います。（原則平日のみ）

(3) 用務で2時間を超過することが確実な場合

1階衛視室 又は 1階総合案内などで承認機に駐車券を通すことなく、最初から用務課で駐車券の裏面に「受付印」と「担当係長以上の印」を押印してもらい、この駐車券を1階承認コーナーにお持ちいただいてもけっこうです。

※ 6時間超の場合は用務課にご相談ください。



③ 無料承認を受けた駐車券で出庫